

刑弁でGO!

第57回

体験談

勾留を争う弁護活動

刑事弁護委員会委員 竹内 明美 (61期)

近時、弁護人が努力することにより、裁判官が勾留について慎重な判断をするケースというのが多々見受けられる。以下、最近当職が経験した勾留請求却下事例を紹介する。

1 Aさんの窃盗事件

Aさんが、書店で本を万引きし、現行犯逮捕されたという事案。Aさんは、過去に何度も万引きで捕まった経験があり、数か月前には、逮捕・勾留された上起訴猶予処分になったという前歴があった。

Aさんは、翌日午前送検、午後勾留質問の予定となっていた。当職は、受任後、Aさんの母親と連絡を取り、Aさんの母親の陳述書と身元引受書を作成するとともに、勾留の理由及び必要性がない旨の検察官及び裁判所あての意見書を作成した。意見書では、Aさんがうつ病で通院・服薬の必要があること、母親がAさんの問題に真剣に取り組んでおり身元引受人として信頼できることなどを強調して記述した。

翌日朝、検察庁に意見書等を提出したが、(予想どおり)検察官はAさんの勾留を請求した。

そこで、当職は、午後、裁判所に意見書等を提出したところ、担当裁判官は電話面接に応じてくれ、Aさんの事情について直接話し合うことができた。

結果、裁判所は、Aさんの勾留請求を却下し、Aさんは釈放された。

2 Bさんの迷惑防止条例違反

Bさんが、深夜、酒に酔って、通りすがりの女性のお尻を触って、現行犯逮捕されたという事案。

本件は、軽微な事案、かつBさんは前科・前歴もない有職者であったのに、Bさんは勾留されてから当番弁護士を呼んだため、当職が接見した際には、すでにBさんに対する勾留決定がなされてしまっていた。

Bさんは自宅近くで犯行に及んでいるところ、Bさんと被害女性の自宅が極めて近いというのが、不利に働いたのではないかと思われた。

当職は、弁護人に選任された後、Bさんの家族に連絡を取り、Bさんの身元引受書・陳述書を作成してもらい、被害女性への被害弁償金を預けてもらった。

そして、Bさんには、釈放された後は、現住所ではなく被害女性宅から遠く離れた実家に戻り、そこから職場に通勤するという内容の誓約書を書いてもらった。

当職は、上記資料を添付し、裁判所に勾留決定に対する準抗告を申し立てた。申立書では、勾留の理由がないことはもちろん、勾留継続によりBさんが職を失うおそれがあること、示談交渉の準備をすでに開始していることなど、勾留の必要性がないという事情を厚く記述した。

結果、準抗告は認容され、勾留請求却下となり、Bさんは釈放された。

3 まとめ

当職の経験した勾留請求却下事例としては、他にも、器物損壊、公務執行妨害、住居侵入、電車内痴漢事件などがある。いずれも軽微な事件で、現行犯もしくは犯行後すぐの逮捕というのが共通点である。

却下事例は、仕事を持ち、家族がいるというケースばかりではない。中には、アパートの大家さんに身元引受人になってもらった事例もある。被疑事実を争っていないながら認められたケースもある。

当職としては、いわゆる重大事件であっても、勾留の理由も必要性もない事件は多数あると思うが、やはり軽微事案であれば、勾留請求却下率はきわめて高い。

安易な身体拘束を防ぐためにも、弁護人は、積極的に被疑者の勾留の是非を争っていくべきである。

国選付添対象事件の範囲拡大に伴う手続の変更点

刑事弁護委員会委員・子どもの人権と少年法に関する特別委員会事務局長 村中 貴之 (56期)

本年6月18日に、家庭裁判所の裁量による国選付添人の選任対象事件の範囲を、死刑、無期、長期3年を超える懲役または禁錮にあたる罪の事件（被疑者国選弁護対象事件と同一範囲。ただし触法事件も含みます）に拡大する改正少年法が施行されました。

これに伴い、国選付添人の選任手続や少年保護事件付添援助制度の利用要件が変更されましたので、簡単に説明致します。

1 法テラスとの間で国選付添人契約を締結してください。

国選付添人になるには、国選弁護人契約とは別に法テラスとの間で国選付添人契約を締結していることが必要です。

国選付添人契約の締結には、国選付添人契約申込記載事項の届出についての依頼書と希望調査票を弁護士会（人権課）に提出してください。提出された書面は弁護士会から法テラスに提出します。家裁送致の時点で国選付添人契約の締結がない場合、国選付添人に選任されないことがあります。

2 国選付添人選任を求めるときは、家裁に「申入書」を、法テラスに「要望書」を提出してください。

国選付添対象事件において、捜査段階で被疑者国選弁護人として活動していたり、当番弁護士として出動していたりした場合は、家裁に国選付添人選任を求める旨の申入書を、法テラスに国選付添人選任に関する要望書を、家裁送致される日の前日までに提出（FAX可）する必要があります（書式は会員サイトからダウンロードできます*）。これらの書面は、家裁送致日以前であっても（逮捕段階でも）提出することができます。

これらの書面の提出がない場合は、被疑者国選弁護人であったとしても原則として国選付添人に選任されません（国選付添人を選任する判断がなされた場合は別の弁護士が選任されます）。また、後記3のとおり日弁連援助制度の利用もできなくなります。

* <https://www.toben.or.jp/members/syoshiki/kokusen.html> 会員サイトへログイン後、書式>国選・当番・法律援助事業書式「国選付添人関係書式」

3 国選付添対象事件では、家裁に国選付添人の選任を求める申入書を提出したにもかかわらず国選付添人に選任されなかった場合等でないと日弁連援助制度の利用ができなくなります。

国選付添人の選任は家裁の裁量ですので、常に選任されるとは限りません。家裁が国選付添人の選任をしない場合、少年保護事件付添援助制度を利用した援助付添人として活動することになります。

今回の改正に伴い、援助制度の利用要件も変更されました。具体的には、(1)家裁に国選付添人選任を求める申入書を提出したにもかかわらず国選付添人に選任されなかった場合、(2)国選付添人の選任を待たずに正式の法的手続を行うために付添人となる必要がある場合、(3)家裁が国選付添人の選任をしないとの判断をし、当番付添人の派遣要請があった場合でないと援助制度の利用ができないことになりました。援助申込みに際しては、少年保護事件付添援助利用申込書の「弁護士援助の必要性・相当性」欄の下部の所定の箇所にチェックを入れ、家裁に申入書を提出したが国選付添人に選任されなかった場合は、提出した申入書の写しも添付してください。